

行動計画に補足すべき事項（案）

- 第一版に補足すべき事項について検討を行い、計画の実効性を高める。

具体的には、以下のような事項に関する対応・検討を想定

- 平成 29 年 5 月時点で構成員の皆さまから寄せられたご意見等への対応
- ブロック内連携体制を構築するための具体的な流れの検討（初動時における各関係者の役割や手順について、時系列で整理）
- ブロック内連携時の様式集の作成（既存の計画や指針等を参考とする）

以下、参考資料の例

- 災害廃棄物対策指針
- 他地域ブロックで策定された行動計画
- 九州ブロック内の県で策定された災害廃棄物処理計画
- 平時からの情報の収集・蓄積
 - 各自治体の発災時連絡先
 - 各自治体の災害廃棄物処理計画の策定・更新状況
 - 各自治体における災害廃棄物対応経験者や研修等受講者のリスト など

九州ブロック災害廃棄物対策行動計画 修正案等に対する対応（案）

修正ページ	修正案 (修正対象箇所を赤字で表示)	対応（案）
全体	<p>産業廃棄物処理事業者団体 ↓ 廃棄物処理事業者・団体がいいのではないか？</p>	<p>「九州ブロック協議会」の構成団体として記載する場合は「産業廃棄物処理事業者団体」、それ以外の記載においては「廃棄物処理事業者・団体」と、意図を持って使い分けしています。</p>
全体	<p>「自治体」と「市町村」の区別は？ あるときは「自治体」に県を含み、あるときは県を含まない「市町村」の使い方がなされています。</p>	<p>「自治体」と標記した場合は「県」「市町村」、 「市町村」と標記した場合は文字通り「市町村」としています。</p>
P 1. 第 1 章 本文上から 7 行目～	<p>所が中心となって設置された「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会（以下、「九州ブロック協議・・・」 ↓ 所が中心となって設置した「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会（以下、「九州ブロック協議・・・</p>	<p>協議会は構成員の合意に基づき設置されたとの位置づけとさせていただきますので、原文のままさせていただきます。</p>
P 1. 第 2 章 ③ 2 行目	<p>の民間事業者と円滑な災害廃棄物処理に向けて関係者間で協議する。 ↓ 関係者とは？</p>	<p>③協議会における事前の備えとして記載した部分であることから、③の「関係者」は協議会と③に記載された団体や事業者等です。</p>
P 1. 第 2 章 ④ 1 行目	<p>関係者のスキル向上や関係者間の連携強化のため、D. Waste-Net 等を活用した・・・ ↓ スキル向上や連携強化のため、D. Waste-Net 等を活用した・・・</p>	<p>④におけるセミナーや合同訓練実施の記載は、事前の備えとしてのものであることから、この場合の「関係者」は協議会構成員を指します。 なお、原文のままさせていただきます。</p>
P 2. 第 3 章	<p>・・・基本的な事項をまとめたものとして策定するもので</p>	<p>ご意見を反映させていただきます。</p>

<p>上から2行目</p>	<p>ある。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>・・・基本的な事項を策定するものである。</p>	
<p>P 2. 第3章 上から3行目～5行目</p>	<p>また、行動計画に盛り込む事項は行動指針に基づくものとし、県や市町村の災害廃棄物処理計画等と、相互に整合を図りながら、九州ブロック内における県域を越える規模の広域連携の在り方等について記載するものとする。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>また、行動計画に盛り込む事項は、行動指針に基づくものとし、県や市町村の災害廃棄物処理計画等と相互に整合を図りながら、九州ブロック内における県域を越えた広域連携の在り方等について記載するものとする。</p>	<p>ご意見を反映させていただきます。</p>
<p>P 4. 第4章 第2節1行目</p>	<p>・・・処理が困難となった場合の災害を基本的な対象</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>・・・処理が困難となった場合を対象</p>	<p>県内のみでの処理が困難となった場合に限定すると、処理を迅速に行う必要性等から県外処理も行いたいケース等に対応できなくなるため、原文のままさせていただきます。</p>
<p>P 6. 第4節 1. 平時の対応 1行目</p>	<p>漏洩等によって、有害物質が災害廃棄物に混入すると、</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>漏洩等によって有害物質が災害廃棄物に混入すると、</p>	<p>ご意見を反映させていただきます。</p>
<p>P 6. 第4節 1. 平時の対応 2行目</p>	<p>なる。このため、自治体では、有害物質取扱・・・</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>なる。このため、各自治体では有害物質取扱・・・</p>	<p>ご意見を反映させていただきます。</p>
<p>P 6.</p>	<p>・・・、平時から有害物質の保管場所等について、・・・</p>	<p>ご意見を反映させていただき、以下の標記にさせていただきます。</p>

<p>第4節 1. 平時の対応 4行目</p>	<p style="text-align: center;">↓</p> <p>・・・、平時から保有している有害物質について、・・・</p>	<p>きます。 ・・・、平時から保有されている有害物質について、・・・</p>
<p>P 6. 第4節 2. 応急対策時以降の対応 1行目</p>	<p>・・・について、九州ブロック内で連携して対応に当たる場合は、処理困難な有害廃棄物や・・・</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>・・・について、処理困難な有害廃棄物や・・・</p>	<p>ご意見を反映させていただきます。</p>
<p>P 8. 4. ブロック内連携によって処理を行う廃棄物の種類 5行目</p>	<p>処理支援を行う廃棄物は、・・・</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>なお、処理支援を行う廃棄物は、・・・</p>	<p>ご意見を反映させていただきます。</p>
<p>P 8. 4. ブロック内連携によって処理を行う廃棄物の種類 9行目</p>	<p>条第9号)。また、産業廃棄物処理施設で・・・</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>条第9号)。改行 産業廃棄物処理施設で・・・</p>	<p>ご意見を反映させていただきます。</p>
<p>P 8. 4. ブロック内連携によって処理を行う廃棄物の種類 10行目</p>	<p>・・・一般廃棄物としての処理が可能となる。産業廃棄物として・・・</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>・・・一般廃棄物としての処理が可能となる。改行 産業廃棄物として・・・</p>	<p>ご意見を反映させていただきます。</p>